

仙台市議会東日本大震災復興会議設置要綱（案）

東日本大震災は、被災者支援や復旧作業の段階から、復興に本格的に取り組むべき段階に入っている。東日本大震災対策特別委員会は、第1回臨時会での設置以降、付託議案の審査のほか分科会活動を含め災害関連の協議も行うなど、所期の成果を上げたところである。

こうした経過を踏まえ、仙台市議会として一元的かつより機動的に震災復興等に取り組んでいくため、この際、仙台市議会災害対策連絡会議と東日本大震災対策特別委員会を統合再編し、新たに仙台市議会東日本大震災復興会議を設置するものとする。

（設置）

第1条 仙台市議会に仙台市議会東日本大震災復興会議（以下「復興会議」という。）を設置する。

（構成及び会議）

第2条 復興会議は、正副議長、各交渉会派の代表者及び各常任委員会の委員長で構成する。

- 2 議長は、復興会議を招集し、その議事を主宰する
- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長がその職務を行う。
- 4 議長は、必要と認めるときは、復興会議に関係議員等の出席を求めることができる。

（所管事項）

第3条 復興会議は、次の事項について情報共有と連絡調整を図り、必要な協議を行う。

- （1）復興等に関する市当局からの報告に関すること
- （2）復興等に向けた提言、要望その他議会としての対応に関すること
- （3）その他必要な事項

（細目）

第4条 前3条に定めるもののほか、復興会議の運営に関し必要な事項は、議長が復興会議に諮って決める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年6月28日から実施する。
- 2 仙台市議会災害対策連絡会議及び東日本大震災対策特別委員会は、廃止する。